

## 青森明の星短期大学における研究に関する行動規範

青森明の星短期大学は、建学の精神のもと、社会に役立つ有用な人材を育成することを基本理念として掲げ、研究成果を積極的に社会に還元させることを目標としている。

本学の教職員は、この目標を達成するためのあらゆる行動において、社会に対する説明責任を担っていることを自覚し、研究の実施及び研究費の管理、使用にあたっては次の事項に十分留意する。

- 1 教職員は、研究の実施及び研先費の管理、使用にあたっては、法令、関係規則並びに使用ルールを遵守し、適正に行う。
- 2 教職員は、研究費が国民の税金あるいは企業などからの支援によるものであることに注意を払い、効率的に使用することはもちろんのこと、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚する。
- 3 教職員は、個人の発意で提案し、採択された研究費であっても、機関による管理が必要であることを理解し、行動する。
- 4 教職員は、それぞれの立場で専門的能力を高め、効率的な研究を推進することに努める。
- 5 教職員は、国民の疑惑や不信を招きかねない行為及び大学に対する信頼を揺るがす行為は厳に慎む。

付則 この行動規範は、2016年2月19日から施行する